

大 個 審 第 1 4 号  
( 答 申 第 2 5 号 )  
平成 1 4 年 3 月 2 7 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 4 年 3 月 1 5 日付け雇第 6 8 7 号で諮問のありました障害者雇用啓発ホームページにおける大阪府個人情報保護条例 (以下「条例」という。) 第 7 条第 4 項に規定する個人情報の収集及び条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

なお、今後、本件と同様に、障害者に係る啓発に関する事務事業の実施にあたって、障害者自身の情報発信の支援や障害者の活動の紹介を行うなど当該事業の実施に必要な範囲で、心身に関する個人情報を収集する場合については、あらかじめ利用・提供の目的、手法等について適切な説明を行い、本人が未成年の場合等においては必要に応じて保護者の同意も併せて得る等本人同意の確実性の確保を図るなどの措置が講じられることを要件として、条例第 7 条第 4 項に規定する個人情報の収集禁止の例外事項として認めるものとする。

記

- 1 本件提供に係る個人情報については、収集の際に、あらかじめ提供の目的、方法等について適切な説明に基づく明確な本人同意を得ることはもとより、本人が未成年の場合等においては必要に応じて保護者の同意も併せて得るなど、本人同意の確実性の確保に十分留意すること。
- 2 条例第 7 条第 4 項に規定する情報等のホームページへの掲載にあたっては、掲載により当該人等の権利利益を不当に侵害することのないよう、掲載方法等本人の意向を十分に踏まえ、慎重に取り扱うこと。
- 3 本人から、掲載された個人情報について削除、修正の求めがあったときは、速やかに対応すること。  
また、本件提供に係る個人情報の二次利用等により、当該人等の権利利益が不当に侵害されていると認められる場合は、実施機関は適切な対応を図り、侵害の防止に努めること。